

東京電力グループ グリーン購入ガイドライン（平成30年5月改訂）

<ガイドラインの改定について>

グリーン購入法に関わる「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成30年2月に閣議決定）に基づき、「東京電力グループグリーン購入ガイドライン」を改訂し、継続してグリーン購入活動を推進していく。

共通原則

- ①「必要性の考慮」
購入する前に必要性を十分に考える。
- ②「製品・サービスのライフサイクルの考慮」
資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する。
 1. 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。
 2. 金属資源や化石燃料等の資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 3. 森林などの再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。
 4. 耐久性の向上、修理や部品交換の容易さ等を考慮し、可能な限り長期間の使用が出来ること。
 5. リユース（再使用）可能であるように設計され、回収・再使用されるシステムがあること。
 6. 素材ごとの分離・分解・分別が容易であるように設計され、回収・リサイクルされるシステムがあること。
 7. 再生材料や再使用部品を用いていること。
 8. 廃棄されるときに適切な処理・処分が容易なこと。

<各要件の考え方>

【必須要件※】 グリーン購入活動においては、当然仕様に盛り込む内容であり、本条件を満たさなければ「エコ」と認定しない。

「グリーン購入法適合品」とは、グリーン購入法の「判断の基準」を満たすものとする。

「判断の基準」は、基本方針を参照ください（出典：環境省ホームページ）。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

※グリーン購入法の「判断の基準」に該当

【努力要件※】 グリーン購入活動においては仕様に盛り込むことが望ましいが、仮に満たさなくても必須要件を満たせば「エコ」と認定する。

※グリーン購入法の「配慮事項」に該当

品 目	必須要件	努力要件	備考／改訂事項
1. 1. 用紙			
コピー（PPC）用紙	古紙パルプ配合率（※1）70%以上 かつ白色度70%程度以下	古紙パルプ配合率（※1）15%以上かつ 白色度70%程度以下 （塗工紙は塗工量が両面で30g/m ² 以下）	
印刷用紙	古紙パルプ配合率（※1）15%以上	・古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ・バーシンプルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。	
フォーム用紙	古紙パルプ配合率（※1）15%以上 かつ白色度70%程度以下 （塗工紙は塗工量が両面で12g/m ² 以下）		
感熱紙（FAX用を含む） ノンカーボン用紙		古紙パルプ配合率（※1）50%以上 もしくは白色度80%程度以下	
1. 2. 印刷物			
印刷物	・1. 1を満たす用紙を使用する。 ・紙のリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。 ・オフセット印刷については、植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 ・インキの化学安全性が確認されていること。	・印刷物へ「リサイクル適正」（※2）や、「再生紙使用」「大豆油インク使用」等印刷物へ表示する。（名刺は除く） ・印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ・デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ・揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。 ・インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。 ・印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・紙の原料にバーシンプルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバーシンプルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバーシンプルプには適用しない。	
2. OA機器・OA消耗品			
2. 1. コピー機、プリンター、FAX、デジタル印刷機（機能複合機を含む）	・グリーン購入法適合品を購入する。 ・1. 1の必須条件を満たす用紙を使用できること。 ・リユースに配慮していること。 ・特定の化学物質の使用が制限されたものであること。 ・国際エネルギースタープログラムの基準を満たすこと。	○電池には、カドミウム化合物、鉛化合物、水銀化合物が含まれないこと。 ○部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ○再生プラスチックが部品に使用されていること。 ○簡易包装、包装材の回収及び再利用システムがあること。	
2. 2. パソコン	・グリーン購入法適合品を購入する。 ・エネルギースターマーク認定品を購入する。	○長寿命、省資源、再生利用しやすい設計であること。 ○バッテリーの駆動時間が必要以上に長くないこと（一般行政事務用ノートPCに適用）。 ○再使用部品が可能な限り使用されていること。 ○再生プラ、再生マグネシウムや植物を原料とするプラスチックを使用していること。 ○簡易包装、包装材の回収及び再利用システムがあること。 ○マニュアルやリカバリCDが削減されていること。	
2. 3. スキャナ、ディスプレイ、シュレッダー（裁断モーター出力500W以上を除く）	・グリーン購入法適合品を購入する。	①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑥低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以下にセットされていること。	
2. 4. 一次電池（単1形～単4形）、小形充電式電池	・グリーン購入法適合品を購入する。	・使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	
2. 5. 掛時計	・グリーン購入法適合品を購入する。	・使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ・プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	

品 目	必須要件	努力要件	備考/改訂事項
2. 6. カートリッジ等	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法適合品を購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	
2. 7. 電子式卓上計算機	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法適合品を購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	
2. 8. プロジェクタ	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法適合品を購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 可能な限り低騒音であること。 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 	
3. 移動電話			
3. 1. 携帯電話・PHS	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法適合品を購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 	
4. 家電製品			
電気冷蔵庫等（業務用を除く）、エアコン（冷房能力28kWを超えるものを除く）、テレビジョン受信機、電気使座、温水器等、電子レンジ（業務用を除く）	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法適合品を購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 	
5. 文具・事務用品			
文具・事務用品全般	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法適合品もしくはエコマーク・グリーンマーク認定品を中心に、各メーカーのエコ商品を購入する。 		
6. オフィス家具等			
6. 1. グリーン購入法の「特定調達品目」椅子、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法適合品を購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。 	
6. 2. グリーン購入法の「特定調達品目」以外の品目（金庫、耐火キャビネット、耐震金具を除く）	<ul style="list-style-type: none"> エコマーク・GPN適合品等を中心に、以下の観点から各メーカーのエコ商品を購入する。 再生可能な材料の使用や分解が容易である等、リサイクル設計になっている。 部品交換が可能等、長期使用が可能な設計になっている。 再生材料が使用されている。 		

品 目	必須要件	努力要件	備考/改訂事項
7. 照明			
7. 1. 照明器具 LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示等	・グリーン購入法適合品を購入する	・初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ・分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。 ・プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。	・平成30年度基本方針に準じ、「蛍光灯照明器具」を品目削除
7. 2. ランプ 蛍光灯ランプ、電球形のランプ	・グリーン購入法適合品を購入する。	・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	
8. 繊維用品			
8. 1. 制服・作業着・帽子・靴	・主素材にポリエステルを適用し、再生材を繊維部分全体重量比で10%以上使用する。	再生材以外の繊維については、可能な限り未利用繊維を使用する 使用後に回収及び再使用もしくはリサイクルされるためのシステムがある	・平成30年度基本方針に準じ、「靴」を品目追加
8. 2. カーペット	・再生材（未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック等）を製品全体重量比で10%以上使用する。		
8. 3. その他繊維用品 （カーテン、布製ブラインド、毛布、テント、旗、のぼり等）	・主素材にポリエステルを適用し、再生材を繊維部分全体重量比で10%以上使用する。	再生材以外の繊維については、可能な限り未利用繊維を使用する 使用後に回収及び再使用もしくはリサイクルされるためのシステムがある	
9. 消火器			
消火器（エアゾール式簡易消化具を除く）	・グリーン購入法適合品を購入する	・分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ・使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	
10. 自動車			
自動車	・電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・水素自動車を購入する。 ・国土交通省が定める基準排出ガス50%低減レベル（ガソリン車・LPガス車）、かつ、自動車の燃料基準値を満たす車（ガソリン車・ディーゼル自動車・LPガス車）を購入する。	・エアコンディショナーの冷媒に使用される物質は、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ・資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生材が可能な限り使用されていること。 ・植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ・エコドライブ支援機能を搭載していること。	・H30年度基本方針に準じ、「努力要件」から「鉛使用量の削減」「アイドリングストップ設計」を削除 ・H30年度「必須要件」の基準排出ガス低減に、ディーゼル自動車は該当しないため修正。その他、基本方針に準じ、「努力要件」の内容を更新
11. 防災備蓄用品			
11. 1. 防災備蓄用品 ペットボトル飲料水 缶詰、アルファ化米、乾パン、レトルト食品	・賞味期限が5年以上であること。 （レトルト食品の場合）・賞味期限が5年以上、または賞味期限が3年以上あって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ・製品及び梱包材外箱に、名称・原材料・内容量・賞味期限・保存方法及び製造者名が記載されていること。	・回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ・容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ・使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。	
11. 2. 防災備蓄用品（生活用品・資材） 毛布、テント、作業手袋、ブルーシート、一次電池、非常用携帯燃料	・毛布・テントは、8. 3. その他繊維用品に準ずる ・一次電池は、2. 4. 一次電池に準ずる	8. 3. その他繊維用品に準ずる。	

※1 古紙パルプ配合率＝（古紙パルプ／（バージンパルプ＋古紙パルプ））×100 「古紙パルプ」として、次のような環境メリットが認められるパルプも含める ①廃材を利用したパルプ ②森林認証パルプ（適切な森林で管理されたパルプ） ③間伐材

※2 印刷物リサイクル適正表示は、古紙再生推進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」による「リサイクル適正AまたはB」を表示。
http://www.jpfi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html